

亀山市選挙管理委員会告示第40号

令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により、投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のように定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示する。

令和7年7月2日

亀山市選挙管理委員会  
委員長 山内秀喜

- 1 日 時 令和7年7月3日（木）午後5時30分
- 2 場 所 亀山市役所3階 大会議室